

指定医に関するQ&A

【指定医に関する申請について】

【Q1】

申請書様式の「診断または治療に従事した期間及び医療機関名称」欄に経歴を書ききれない場合、どのように記載したら良いですか？

【A1】

診断または治療に従事した期間が5年以上あることを確認することが目的ですので、直近5年間の従事状況が記載されていれば、それ以前の期間および従事した病院の名称は省略していただいて結構です。

【Q2】

「5年以上診断または治療に従事した経験」とは、指定難病の診断または治療に限られますか？

【A2】

いいえ。指定難病以外の診断または治療も含まれます。

【Q3】

複数の専門医資格を持っている場合、申請書様式にはどのように記載したら良いですか？

【A3】

申請書様式に書ききれない場合は任意様式で結構ですので、「専門医の名称・専門医の有効期間」を記載し添付してください。

【Q4】

指定医の申請はどこで行っても良いですか？

【A4】

いいえ。主たる勤務先の医療機関が所在する都道府県・指定都市に申請してください。

【Q5】

主たる勤務先が指定医療機関でなくても指定医の申請はできますか？

【A5】

はい。ただし、難病公費での請求は指定医療機関に限られます。指定医療機関の申請を行わない場合は、難病公費での請求はできません。

【Q6】

名古屋市で指定を受けた指定医が、主たる勤務先の医療機関(主として指定難病の診断を行う医療機関)を名古屋市外に変更する場合はどうすれば良いですか？

【A6】

主たる勤務先の医療機関(主として指定難病の診断を行う医療機関)が所在する都道府県・指定都市にて新規申請を行ってください。申請方法等は当該都道府県・指定都市にお問い合わせください。また、名古屋市へ「難病指定医(協力難病指定医)変更届出書」を提出してください。

【Q7】

主たる勤務先が指定医療機関の指定を受けていますが、指定医の指定を受けていないと診察・治療等はできませんか？

【A7】

いいえ。指定医は臨床調査個人票(診断書)を作成するために必要な資格です。診療・治療等は、指定医でなくても行うことができます。

【臨床調査個人票(診断書)について】

【Q8】

患者の要望があれば専門外の疾病でも臨床調査個人票を作成することは可能ですか？

【A8】

はい。指定医はすべて(※)の指定難病について臨床調査個人票を作成することが可能です。ただし、専門外の疾病等の記載を求められた場合は、適宜専門の指定医を紹介することが望ましいでしょう。

※指定医の種別により、記載できる診断書が異なりますのでご注意ください。

「難病指定医」:新規申請及び更新申請に必要な臨床調査個人票を作成できる指定医。

「協力難病指定医」:更新申請に必要な臨床調査個人票のみ作成できる指定医

【Q9】

重症度が最も高い時期がそれ以前であっても、過去6か月間での重症度を明記する必要がありますか？

【A9】

はい。重症度は診断書記載日以前の過去6か月間で最も悪い状態を明記してください。

【Q10】

臨床調査個人票の最新様式はどこにありますか？

【A10】

厚生労働省ホームページ「指定難病一覧(概要、診断基準等、臨床調査個人票)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

厚生労働省 指定難病 **検索** (インターネットの検索エンジンで検索)

(注)各疾病の臨床調査個人票は、必ず最新の様式を厚生労働省のホームページよりダウンロードして作成してください。旧様式で作成されたものは、申請窓口で受理できない場合がありますのでご注意ください。

【Q11】

臨床調査個人票に記載する診断年月日はいつ時点の日付を記載すればよいですか？

【A11】

特定医療費の支給開始日を確認するため、臨床調査個人票の「診断年月日」欄には「当該臨床調査個人票に記載された内容を診断した日」を記載してください。

詳細は、名古屋市公式ホームページ

トップページ>暮らしの情報>健康と子育て>難病>難病に関する医療給付>特定医療費助成制度(指定難病)>5 医療関係者の皆様へ

「診断年月日周知チラシ(指定医用)」(厚生労働省作成PDF)

「診断年月日についてのQ&A」(厚生労働省作成PDF)をご確認ください。

【Q12】

難病指定医は小児慢性特定疾病の医療意見書も作成できますか？

【A12】

いいえ。作成するためには、別途、小児慢性特定疾病の指定医の指定を受ける必要があります。